



平成 30 年 1 月 31 日

各 位

会 社 名 株式会社アプリックス
代表者名 代表取締役 兼 取締役社長 長 橋 賢 吾
(コード：3727、東証マザーズ)
問合せ先 経 営 管 理 部 部 長 倉 林 聡 子
(TEL. 050-3786-1715)

訴訟の判決に関するお知らせ

当社は、平成28年2月25日に、当社の元従業員1名より、地位確認請求等の訴訟（以下「本訴訟」といいます。）の提起を受けておりましたが、本日、東京地方裁判所より判決の言い渡しがありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 判決のあった裁判所及び年月日

東京地方裁判所 平成 30 年 1 月 31 日

2. 訴訟の提起から判決に至った経緯

当社は、平成 26 年 8 月に、当社の従業員 1 名を普通解雇いたしました。平成 28 年 2 月に、当該元従業員より、労働契約上の権利を有する地位にあることの地位確認請求及び普通解雇後から判決確定までの給与の支払い等を求めて本訴訟が提起されたものであります。当社は、本訴訟において原告の主張について争っておりましたが、本日、判決に至ったものであります。

3. 本訴訟を提起したもの

当社元従業員 1 名

4. 判決の要旨

- (1) 原告が、被告に対し、労働契約上の権利を有する地位にあることを確認する。
- (2) 被告は、原告に対し、平成 26 年 10 月 25 日から本判決確定の日まで、毎月 25 日限り、72 万 9114 円及びこれに対する各支払期日の翌日から支払済みまで年 6 分の割合による金員を支払え。
- (3) 被告は、原告に対し、15 万 5224 円及びこれに対する平成 26 年 9 月 26 日から支払済みまで年 6 分の割合による金員を支払え。
- (4) 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- (5) 訴訟費用は、これを 3 分し、その 1 を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。
- (6) この判決は、第 2 項及び第 3 項に限り、仮に執行することができる。

5. 今後の見通し

本訴訟の判決に対する当社の対応につきましては、控訴期間中に判決の内容を慎重に検討の上、適切に対処する方針です。なお、当社の業績に対する影響につきましては、平成 29 年 11 月 9 日付「平成 29 年 12 月期通期連結業績予想の修正並びに営業外収益、営業外費用及び特別損失の計上に関するお知らせ」でお知らせしたとおり、平成 29 年 12 月期第 3 四半期決算において、判決確定時において当社が敗訴した場合の支払額を 23 百万と見込んで、当該見込み額 23 百万円を訴訟損失引当金繰入額として連結及び個別に特別損失として計上しておりますが、当該訴訟損失引当金繰入額については、本訴訟の判決額約 32 百万円に対して約 9 百万円の差額が発生したことから、今後当該訴訟損失引当金の計上額について見直しを検討する予定です。

以上